

新たな総合計画（ビジョン）策定における 新型コロナウイルスの影響等について

令和2年5月18日
経営企画チーム

1 新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」）危機後における環境変化等

（1）新型コロナに対する認識

- 新型コロナについては、緊急事態宣言が解除されても、有効な治療法の確立や新たなワクチンが開発・普及されるまでの1～2年程度は、徹底したまん延防止対策を継続的に行うとともに、ウイルスの影響が残ることを前提とする必要がある。
- また、新型コロナ危機により、オンライン授業、テレワークなどは、グローバルに拡大している。一方で、国際的なサプライチェーンの脆弱性から、生産の自国回帰への動きが加速するなど、一時的には、グローバル化に陰りが生じるとの考え方もある。
- 今後も、国外で発生した新たな感染症が国内に持ち込まれるグローバルリスクに鑑み、常態化する「新しい生活様式」への取組や、非常時に向けた柔軟な備え等について、幅広く検討していく必要がある。

（2）世界経済への影響

- 新型コロナ危機では、命と暮らしを守る分野の重要性が明らかとなり、健康、食糧、衛生、デジタル、物流、クリーンエネルギー、教育、研究などの分野への社会的な要請の高まりが考えられる。とりわけ、デジタルトランスフォーメーション（DX）の著しい進展が予想されるが、一方で、命と暮らしを守る分野でのインベンションへの要請が高まることが考えられる。
- ソーシャルディスタンスの確保が行動基準になれば、これまで急成長してきた航空、レジャー、旅行、飲食などのサービス事業分野が最も深刻な影響を受ける。
また、これらに関連する自動車や航空機などの製造業への影響やサプライチェーンの分断など、中国をはじめとする海外に依存した経済活動への危機感の高まりなどから、産業構造の変化が見込まれる。
- 加えて、従前のように人や物が、大量に移動するビジネスモデルや、販路や生産拠点等のグローバル化を基軸とする経営に対する懸念が高まっている。

（3）更に顕在化した東京一極集中の課題

- 東京一極集中は、有事において極めて脆弱であることが露呈しており、満員電車などの典型的な「3密」は、感染拡大防止において最も重要となる感染者の特定等に非常に大きな障壁となり、こうした状況は、新型コロナの再来や将来の新たな感染症においても、大きな脅威となる。

- 行政機能や経済機能が集中する首都東京の感染拡大は、東京だけにとどまらず、国全体の経済活動の停滞に直接的につながることから、リスクの最小化を図るため、こうした機能の分散と最適化を図り、日本全体の持続的な発展に向けた改革を進める必要がある。
- 対面での情報交換の利便性の高さ等により、多くの企業が東京に本社機能を集中させ、大学や研究機関も都市に集まってきたが、新型コロナ危機により、対面は本当に必要なものに見直され、東京一極集中を変える大きなきっかけになる可能性がある。
- 人口が集中する都市部において、感染拡大や医療機能の不足が顕在化したことで、リスク管理の観点からも、人口の地方への分散意識が高まることが考えられる。

(4) 県民の暮らし・県内経済を牽引してきた産業分野への影響

① 県民の暮らしへの影響

ア) 「接触機会の低減」に伴う影響

- 新型コロナの感染拡大防止のための外出自粛や、学校の臨時休業などをはじめとする「接触機会の低減」は、県民の日常生活に大きな負担を強いることとなった。
- また、人と人の接触や対面によるサービスは、日常生活及び経済活動の根幹をなしてきたものであり、こうした行動が制限されることを前提に、様々な社会環境(教育、働き方、健康、医療・介護など)のあり方を見直す必要がある。

イ) 顕在化したデジタル技術の利活用の遅れ

- 今回の新型コロナ危機を契機に、オンライン授業やテレワークなど仕組みはあったものの、十分に活用されていなかったシステムの利用や、オンライン診療に関する規制の緩和など、デジタル技術の活用が効率性や利便性を高めていく認識が広まったものの、デジタル技術の活用は、他の先進国と比べ、大きく遅れていることが明らかとなった。
- 将来にわたり競争力を維持していくためには、デジタル化による社会課題の解決や産業の活性化を目指すデジタルトランスフォーメーション(DX)を本格的に加速しなければならない。

② 県内経済を牽引してきた産業分野への影響

- グローバル経済の影響を強く受ける自動車産業や鉄鋼業における減産や、インバウンドに依存している宿泊・旅行業、外出自粛等に伴う飲食を中心としたサービス業の経営不振など、様々な業種において深刻な経済的影響が発生している。
- 新型コロナの影響を受ける対象の多くが、企業の大半を占める中小企業・小規模事業者であり、外出自粛等による消費の減退は、労働者の収入減や雇用の不安定化による負のスパイラルに陥りやすく、更なる経済活動の停滞を招くおそれがある。

2 新型コロナ危機後の変化等に対する方向性《取組の追加等》

新型コロナ感染症による様々な社会環境の変化は、既成概念にとらわれない「ピンチをチャンスに変える」潮流にもなっており、こうした変化を先駆的に取り込み、様々な分野におけるイノベーションにつなげていくための取組を進めていく。

(1) デジタル技術の最大活用による「新しい生活様式」の取込み

① ICTを活用した学習機会の確保、子育て環境の充実

- 児童生徒及び学生一人ひとりが、ICTを活用した学習支援を受けることができる環境整備と個別最適な学びの早期実現
- 子育て中の親や妊産婦が、オンラインやSNS等で気軽に相談・交流できる環境の整備

② 「新しい生活様式」を取り込んだ健康、医療・介護の実践

- 個々の生活習慣の改善や、日々の体温測定データなどの健康チェック等を気軽に実践できるデジタル技術の活用
- オンライン診療による医療を得られる機会の増加や、遠隔地でも適切な医療を受診できる環境の整備、安心して介護を受けることができる新しい支援体制の構築

(2) 県経済の活性化

- 新型コロナ感染症の終息後においても、感染症予防のためのソーシャルディスタンスの意識や、国内外旅行や外食に対する心理的ハードルの高まりも想定した柔軟な対応策を検討していく。
- 働き方も、テレワークのためには伝えたい情報を明確に表現することが求められることから、経験、勘といったあいまいな領域の存在価値は小さくなり、日本の課題といわれてきた、ホワイトカラーの生産性向上にも寄与することが考えられる。
- 新型コロナ危機後の社会においては有事に対応できる雇用の流動化を進めるとともに、複数の仕事を横断的にこなすような働き方を選択できる仕組みづくりを推進する。

① イノベーション力の強化

- デジタル化をはじめとする環境変化に対応したイノベーション力の強化

② 先駆的な働き方改革の実践

- 時差出勤やテレワークなどの勤務形態等の定着を踏まえ、生産性向上に資する働き方改革の更なる推進

③ 観光客の誘致促進

- 回復時期を踏まえ国内外の誘客ターゲットを精査し、ターゲットに応じた観光プログラムの開発や観光地における衛生的なトイレ整備等の受入環境の促進

④ 多様な形態による新たなサービスの創出

- 3密の回避など新たな生活様式に適応した飲食業等の「テイクアウト」や「デリバリー」による多様なサービス形態等に対する支援
- インターネットなどを活用した、新たな需要の喚起による販路拡大や、魅力的な商品開発など、県産品の販売拡大に向けた新たなビジネスモデルの構築

(3) 魅力ある地域づくりの推進

- 企業や居住の地方への分散需要の獲得に向けて、豊かな自然と都市との近接性を有する本県の魅力が全国に再認識され、「選ばれる広島県」となるよう、魅力ある地域づくりの更なる推進
- 現代社会における核家族化や単身世帯の増加、さらに個の自由を求める風潮などによる人々の間の絆が脆弱化している現状において、今回のような非常時においても、地域との結びつきなど、互いに支え、助け合うことができる平時からの取組や新たな仕組みの構築

(4) 新型コロナウイルス感染症対策の強化

感染拡大を防止し、一日でも早く日常の活動を回復させるため、次のような取組を進めていく。

① PCR等検査体制の早急な整備

- 初期における感染拡大防止のため、迅速・簡易なPCR検査など必要十分に実施できる体制の確保及び拡大
- 民間検査機関等も含めた検査業務等を実施できる人材の育成

② 治療・療養のための施設確保

- 重症者や中等症者の対応のため、迅速かつ適切な治療を行う医療機能の増強
- 軽症者や無症状者を適切に療養できるホテル等の確保
- マスクや防護服等の医療資材の適切な備蓄・供給する仕組みの構築

③ 積極的疫学調査の徹底のための体制整備

- 健康調査や積極的疫学調査など、保健師等が専門的な知識や経験を要する業務が支障なく実施できるよう、保健所の体制強化
- 主要国で導入が進みつつある濃厚接触者追跡アプリ等の早期導入や普及拡大なども含め、デジタル技術を最大限活用した積極的疫学調査の新しい仕組みの構築

④ 県民の行動変容

- 平時から「接触機会の低減」に向けた3密（密閉・密集・密接）回避の必要性を認識し，緊急時には，自らが行動し，迅速に実践できる仕組みの構築
- 感染者，医療従事者やその家族に対する誹謗・中傷など，互いに非難せず，全ての県民が相互に助け合う意識の醸成

（参考）これまでの主な対応状況

広島県	国
1月29日 特別警戒本部の設置	1月15日 国内初の感染者を確認
3月7日 県内初の感染者を確認	1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
3月17日 追加予算議案（補正予算第1弾）	
3月26日 特措法に基づく対策本部に切り替え	3月26日 特措法に基づく政府対策本部の設置
	3月28日 基本的対処方針の決定
4月6日 緊急メッセージの発信（3密回避等）	4月7日 緊急事態宣言（7都府県）
4月18日 緊急事態宣言	4月16日 緊急事態宣言（全都道府県に拡大）
4月30日 臨時県議会（補正予算第2弾）	
5月5日 緊急事態宣言（5/31まで期間延長）	5月4日 緊急事態宣言（5/31まで期間延長）
5月11日 段階的な制限の緩和	
【感染者数 165名（死亡者数 2名）※】	【感染者数 15,874名（死亡者数 643名）※】

※ 厚生労働省発表（5月12日時点）